

ニセコ準都市計画特定用途制限地域の決定（ニセコ町決定）（案）

準都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 （ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区）	約 1,206ha	<ol style="list-style-type: none"> 1. マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの 2. キャバレー、ダンスホールその他これらに類するもの（ただし、宿泊施設に附属する施設は除く。） 3. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの（ただし、宿泊施設に附属する施設は除く。） 5. 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの 6. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 7. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場（ただし、せっけん、手すき紙、ガラス、瓦等の製造などは除く。） 8. 危険性や環境を著しく悪化させるおそれがある工場 9. 産業廃棄物処理施設 10. ガソリンスタンド及び自動車液化石油ガススタンドの給油所 11. 倉庫業を営む倉庫 12. ゴルフ練習場 13. クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの 14. 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設（ただし、屋内施設は除く。） 	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

準都市計画区域内における今後の土地利用の動向を勘案し、良好な自然環境と田園環境を積極的に保全していくことを目的として、自然環境や田園環境及び良好な住環境を阻害するおそれのある建築物等の規制・誘導を図るため、特定用途制限地域の決定を行う。